

第1回吹田市立市民センター等指定管理者候補者選定委員会 議事概要

1 開催日時 令和6年(2024年)7月30日(火) 午後4時00分から午後5時30分まで

2 開催場所 吹田市役所中層棟4階 第三委員会室

3 出席委員

橋本 理 (関西大学社会学部 教授)

橋爪 真 (大和大学政治経済学部 部長)

内 英幸 (公益財団法人吹田市文化振興事業団 事務局次長)

若林 絵美 (Petit GRACE(バレエスクール) 代表)

有吉 寛展 (近畿税理士吹田支部税理士)

4 欠席委員

なし

5 会議次第

(1) 出席者紹介

(2) 委員長及び副委員長の選任

(3) 諮問

(4) 募集要項、選定方法、選定項目及び基準、評価方法について

(5) その他 今後のスケジュールについて

6 議事の概要

(開 会)

【市民部長の挨拶】

【配布資料の確認】

(1) 出席者紹介

【出席委員及び事務局職員の紹介】

(2) 委員長及び副委員長の選任

【委員長及び副委員長を委員の互選により選任】

委員長に橋本委員、副委員長に有吉委員を選任

(3) 諮問

【委員長に諮問書を手交】

委員長

では、本日の出席者の状況の報告を事務局からお願いします。

事務局

本日は、選定委員の総数5名のうち、出席委員5名で半数以上の出席がございますので、吹田市立市民センター条例施行規則第26条第2項及び吹田市立山田ふれあい文化センター条例施行規則第27条第2項の規定により、本選定委員会が成立していることをご報告いたします。本選定委員会は、吹田市情報公開条例第28条第2号の規定に基づき、「非公開」とし

ます。

(4) 募集要項、選定方法、選定項目及び基準、評価方法について

委員長

本選定委員会では市民センター3館と、山田ふれあい文化センターの計4館の指定管理者候補者について審議していきます。次第の4「募集要項、選定方法、選定項目及び基準、評価方法について」事務局からの概要説明を受けた後に、審議を行いたいと思いますのでよろしくお願い致します。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

【募集要項、選定方法、選定項目及び基準、評価方法について説明】

委員長

募集要項、選定方法、選定項目及び基準、評価方法についての事務局の説明が終わりました。ご意見やご質問があれば、ご発言よろしくお願い致します。

委員

以前の応募の際は、何者の応募がありましたか。また、法人からの応募か団体からの応募かも教えていただきたいです。

事務局

前は令和元年に募集を行い応募団体は3団体ございました。株式会社が2社と、共同事業体が1団体でございます。

委員

21ページの募集要項についてです。審査に関して、各委員の総評点による順位付けを行い、1位とした委員数が多い者を上位とし指定管理者候補者及び次点者を選定しますと書いてありますが、同数の場合どうするのかについては明記しなくてよいのでしょうか。

事務局

指定管理の指針の中では、同数の場合も定めておりますが、長くなるので記載は行いませんでした。

委員

それだと応募者側はどのように決定されたか分からないのでは。

事務局

募集要項を配布させていただいて、その中で募集要項に対する質問を提出する用紙がございますので、その中で例えば同数の場合はどうするのかというような質問がございましたら、こちらの方で回答させていただきます。

委員

21ページの応募が1者であってもという箇所ですが、1者であった場合、下に記載のある要件に該当しない場合はこの1者に決定するのですか。

事務局

1者の場合も選定委員会でご審査いただきまして、各委員の合計点数の平均が60点に満たない場合は1者であっても選出しないということもあります。

委員

その場合、もう一度募集を行うのですか。

事務局

その場合、時間の問題もございまして、指定管理を行うということになると議会に諮る必要があるのですが、どうしても議会に間に合わないということがあれば指定管理期間を変更することもあります。ここ数年、応募が減っているという声もお聞きしており、何者から応募があるか危惧しておりますが、できるだけ多くの方に応募していただき、より良い施設にしていきたいと考えております。

委員

21ページの各委員の合計点数の平均点が100点満点中、60点に満たない場合という表現がありますが少し分かりにくいかと思います。4人だったら4で割る、5人だったら5で割るということになるかと思います。

事務局

これに関しては指定管理者制度の方針にて定めている文言となります。確かに計算上4人や5人の場合どうなるのかという問題がありますが、やはり1人あたりの点数が60点を超えていないようであれば、最低限の質を担保できないということで選定しないということになると思います。

委員

表現がやはり不確かだと思います。各委員は、点数100点満点でつけると明記し、その上で、出席委員の合計点を出席者数で除した点数が6割に満たない場合にはということを正しく書くべきだと思います。

事務局

各委員が100点満点で採点する、次に各委員の合計点数を委員数で割り、60点に満たない場合は選定しないといった形で、一区切り入れて表現する方が良いのではというご意見ですね。

委員

そうです。

委員長

質問が廻りますが、先ほどの募集要項21ページ6行目の件ですが、一位とした人数が多い者を指定管理者候補者として選定するということですので、やはり一位が同数の場合は選定委員会が定めた基準により決定しますといったことを記載しておき、それに対して質問があった場合、それに答えるという形が良いかと思います。その文言に関しては事務局と委員長で、最終的に確定して共有するという形でよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

委員

選定基準に関わる場所ですが、団体の所在地が点数に関わるのはなぜでしょうか。利用者にとってあまり関係のないことのように思いますが。

事務局

吹田市の方針として市内事業者の優遇というものがございまして、そちらに基づくものとなります。ただし、最近では、設置目的に関連した事業等の実績があるかというものが指針の中にございます。

委員

事業所の所在地で点数をつけるよりは、今事務局から説明があったように吹田市の取り組みや事業の実績があるか、地域に対する理解や貢献といった方がより利用者には重要ではないかと考えますので、所在地によって形式的に点数を定めるのはどうかと私は思います。

委員

雇用促進等もあるのでは。

委員

例えば(6)の3の地元企業育成及び地域人材活用、吹田市におけるこれまでの事業の経験といった点が評価にはふさわしいのではないかと思います。利用者視点では所在地がここからはあまり意味がないかと、

事務局

例えばですが、表現として団体の所在地が吹田市にあること、もしくは市内で設置目的に関連した事業等の実績があることといった表現に変更して評価していただくというのはどうでしょうか。

委員長

委員の皆様いかがでしょうか。

委員

それでしたら、吹田市についても精通された経験があるということで、良いのではないかと思います。

委員長

他の委員の皆様はいかがでしょう。

各委員

異議なし

委員長

では、そのような形で少し表現を変更させていただき、事務局と委員長で確認させていただき委員の皆様には共有させていただきたいと思っております。

事務局

先程の説明の中では、採点配点の中で、本店が5点、支店が2.5点、いずれもない場合0点という基準でしたが、5点か0点かということによろしいでしょうか。

委員

それに関してですが、資料5-1の裏面にあるAやBの基準は必要でしょうか。3点とか7点とかをつけてはいけないのでしょうか。各委員が自由につけたら良いかと思いますが。

事務局

これはあくまでも前回の内容を踏襲しておりますので、ご提案いただいたように、10点満点であれば0から10まで、5点満点であれば0から5まで各委員さんの考える点数をつけるという方法に変更させていただくということでしょうか。そうすると、先ほどの所在地、市内での類似の事業についても0から5で自由につけていただいたらよろしいかと思います。

委員

そうすると、それぞれの委員の方でご判断いただいて6割というところが基準になるかと思います。

委員

点数を自由につけるということですが、その点数が提示されているA、B、C、Dのどこに該当するかは残るのでしょうか。

委員

私は不要かと思います。

委員

同じ10点満点だとしてもある程度の基準がないと各自の主観に差がでてしまうかと思いますが、ある程度評価に対する点数をこの範囲で決めておかなければ支障が出ないかなと思います。

委員

例えばEが0点から2点、Dが3点から4点といったことですよ。例えば、3点をつけた方がどう評価しているのかが分かった方が良いでしょう。

委員長

ある程度のレンジを示すかどうか委員の皆様のご意見をお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

委員

こちらに書いてある評価基準については一例という形で残しておくのはいかがでしょうか。

委員

評価基準となるとそれに縛られてしまうことを危惧しましたが、何らかの目安は必要かと思います。

委員長

では、評価の目安として表Iを残して表IIについては削除ということによろしいでしょうか。

各委員

異議なし

委員

配点が5点の項目と10点の項目があり違いがあるのはなぜでしょうか。
何か基準はあるのでしょうか。

事務局

安定的に市民の施設、運営していくにあたり、安定的に適正な事業運営がなされるかどうかというところが、キーポイントになってくるかと思います。そういった中で計画内容が不安定なものではなく、しっかりとした体制が整えられておりしっかりとサービス提供ができるという部分については重きを置きましょう。それ以外のものについては、評価の基準を少し下げたということになります。

委員

基本的には前回の内容を踏襲しているということですね。

委員長

選定基準についてここはもう少し重みをつけるべきでは等の意見がございましたら、この場で審議して変更もあり得るかと思いますがいかがでしょうか。

委員

例えば、6番の中に3つの項目があるかと思いますが、障がい者、高齢者の積極的な雇用が全くないが環境への配慮はものすごくあるといった場合にどう評価するのでしょうか。

委員

それは各委員で両方加味して5点のレンジでつけるということになるかと。

委員長

選定基準を今日確定させますので、これはつけにくいといったことがあれば、ご提案いただき修正すべきかと思いますがいかがでしょうか。

委員

6番の項目に5点配点がある中で3つ項目があるので点数をつけるのが難しいと思います。

委員

全く異なる指標を一括して総合的に評価する案になってしまっているかと思います。

委員

私も項目が三つあるが、5点しか配点がないというのは、点数の付ける際、難しいところがあると思います。先ほどの(5)の団体の所在地というのも事業所があるからどうだということもありますし、例えば(6)の③の地域経済の活性化の中に、(5)の要素を入れて10点ということではいかがでしょうか。

委員長

今のご提案は(5)と(6)で、おそらく(5)の①と(6)の③が似通っているのでここを統合して5点とするということですね。

委員

合わせて10点ですね。(5)と6-③を統合することで(6)の①と(6)の②で、要素違いますが、項目が2つで5点の方がまだ採点しやすいかと思います。

委員長

今、ご提案のありました内容ですと、(5)の①と(6)の③を統合した形で地域での実績、地域の育成活用等が行われているかどうかのような項目として配点を5点として、その他指定管理者に求める役割に関しては少し色合いが違いますが障がい者及び高齢者の積極的な雇用及び環境への配慮であるといった項目で5点とするというご提案をいただきました。他の委員の皆様いかがでしょうか。

各委員

異議なし

委員長

それでは今のご提案をお認めいただきましたので表現の細かい点は事務局と私の方で調整させていただくという形で修正するということにしたいと思います。

委員

基本的には相対評価になるのですか。

委員長

そうなりますね。要は1位の人数が多いところが選ばれるので、我々つける側はどちらを上にするかということが重要になって、それ以外では、100点満点中60点を取れるかということになります。ですので、基本は相対的な評価になると思います。事務局は今の質問に対していかがでしょうか。

事務局

基本的には、点数は最後に60点に達しているかどうかの時だけ使うものであくまでも各委員の皆さんがおつけになられた点数で、1位としていただいた者を指定管理者候補者とする、その次を次点者とする考え方なので、合計点を見るのは、60点に達しているかどうかを確認する時のみです。

委員長

その他はいかがでしょう。

委員

24ページの22の市議会の議決が得られないこと等によりとありますが、他の場合は何かあれば教えていただけますか。例えば欠格事由が生じた等を想定しているのですか。

事務局

基本的には議会の承認を得られるかが大きいです。それ以外では、例えば、不正の発覚、国の届け出に誤りがあったといった事件が起きる可能性があるので記載しております。基本的には議会の承認を得られるまでは仮契約であることをエントリーされる方に説明する意味で記載しております。

委員長

改めて確認ですが、本日審議している内容は募集要項と選定方法と選定項目及び基準と評価方法に関してとなります。修正に関してのご提案が4点あり、ここで確認をしておきます。

まず募集要項に関しては、21ページのところで審査を行い1位とした委員数が多い者を上位とし、指定管理者候補者及び次点者を選定して、同数の場合は選定委員会の基準に基づき、選定委員会で定めた基準で決定するというは記入して、質問があった場合はより詳しく説明するという修正です。

2点目はその2行下の合計点数の平均点の項目は、100点満点でつけるということ、各委員の合計点を委員数で割った点数が60点に満たない場合ということを明記するという点の修正です。

3点目は選定基準案の(5)の①と(6)の③を統合して5点にするということ、(6)の①、②を5点とするという修正であります。

4点目は資料5-1裏面の表アにつきまして、目安という表現に変更すること、表イについては削除することについての修正であります。

以上の点を修正して、それ以外は原案通りということで、確定したいと思いますが各委員の皆さんよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

委員長

では審議は以上となりますので最後に事務局の方から今後のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

委員長

では最後に事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いします。

事務局

今後のスケジュールにつきましては、募集要項の14ページでご説明させていただきましたが、10月上旬から中旬に予定しております、第2回の選定委員会では、応募者によるプレゼンテーションとヒアリングを行い、本日承認をいただきました選定方法、評価方法等に基づき、委員の皆さんに評価していただき、指定管理者候補者及び次点者を選定していただきます。日程調整は、改めてメールで行う予定ですので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長

これで、第1回吹田市立市民センター等指定管理者候補者選定委員会を閉会します。
ありがとうございました。